

平成23年度第2回協働支援会議

平成23年4月28日（木）午後2時00分

区役所本庁舎 6階 第3委員会室

出席者：久塚委員、宇都木委員、関口委員、竹内委員、野口委員、的場委員、伊藤委員、
村山委員

事務局：地域調整課長、早乙女協働推進主査、西堀主査、高橋主事

久塚座長 では、定足数に足りていることが確認できましたので入っていきます。お手元に資料がありますが、確認を事務局、お願いいたします。

事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1が平成23年度NPO活動資金助成・プレゼンテーション実施要領（案）です。

続きまして、資料2が平成23年度新宿区協働事業提案募集要領（案）です。

それから、そのほかに平成23年度協働支援会議等開催予定と実施経過。こちらのほうは前回のときにお知らせしてあります第3回の審査会、9月5日までの日程が入ったものとなっております。

それから、お知らせのチラシで緑色のものが「市民レポーター養成講座 プロが教えるワンランク上の取材～編集術」。それから、クリーム色のものが「NPOのための会計講座」のご案内になります。

それから、事前送付資料といたしまして、平成23年度NPO活動資金助成の申請書をつづりました紫色のファイルのほうを送付させていただいております。本日、皆様、お持ちになっていらっしゃるでしょうか。

各委員 はい。

久塚座長 では、議事録を作成いたしますので、ご発言の前にお名前をよろしくお願いたします。

では、内容に入っていきますが、平成23年度のNPO活動資金助成一次書類選考に当たっての事前の協議ということになります。まず最初にその中で、申請の状況とそれぞれ

の委員に送付させていただきました資料について、事務局から説明をしていただきます。

事務局 それでは、NPO活動資金助成一次書類選考に当たっての事前協議ということで、一次選考の通過団体については、5月9日に行います第3回の協働支援会議で結論を出していただくこととなりますが、本日はその前に、各委員が共通認識を持っていただくための事前協議、意見交換という形で議題として上げさせていただきます。

既にこの紫色のファイルでNPO活動資金助成申請書のつづりを各委員のほうにはご送付させていただいたところなのですが、今年度につきましては全部で11件の助成金の申請がございました。内訳としましては、このファイルで言うところの1、2、3という赤いインデックスがついているもの、こちらが新事業立上げ助成になりまして、3件です。

それから、青いインデックスが4から11までついております。こちらが従来型のNPO活動資金助成でありまして、今年度8件の合計で11件の申請となっております。

昨年度については8件の申請がありましたので、今年度は3件申請件数が増加しているという傾向となっております。また、これまでこのNPO活動資金助成を受けた経験がない団体、新規の申請の団体が5件ございました。

申請団体11団体の申請額の合計をしますと、総額で485万円の申請となっております。このNPO活動資金助成の23年度の予算総額が400万円ですので、85万円分申請の希望の金額のほうが上回っている形となっております。

前回、その申請団体の一覧については各委員にご提示させていただいて、その項目の読み方についてもご説明させていただいたところなのでちょっと省略をさせていただきます。各委員にお送りさせていただきました資料のつづりなのですが、この各1、2、3とついている中には、まず助成金の交付申請書、それから団体全体の活動についてということとなりますが、各団体の新宿区に登録したときの登録票、これが両面についておりまして、それから各団体全体についての事業報告書。それから、収支計算書、それから前年度の貸借対照表、それから今事業年度の事業計画書と収支予算書、こちらとあと関連資料が添付されております。

それから、同一事業について、あるいは別事業で昨年度助成を行った団体につきましては、その事業実績報告書を添付させていただいております。前年度助成を受けた3団体については実績報告書がついております。

それから、各委員に一次審査の資料を送付した後に、委員のほうから事務局を通じて団体へ質問が2点ほどございました。この質問につきまして回答ということで、先だって皆

様のほうに一斉メールで団体から得た回答をお送りさせていただいております。

きょうはこの書類審査にあたりまして申請団体や事業内容の共通理解を深めるために、各委員に意見交換を行っていただきたいと考えております。きょうの事前協議の結果も踏まえまして、各委員に書類審査を行っていただきまして、その採点票の提出、いわゆる採点結果につきましては5月1日の日曜日までに事務局へメールの返信等でご送付ください。

集計結果につきましては、5月9日月曜日の第3回協働支援会議で事務局から提示をさせていただきますので、その第3回の会議でプレゼンテーション実施団体について協議、決定をしていただければと考えております。

事務局からのご説明は以上になります。

久塚座長 ありがとうございます。きょうは次の5月9日にプレゼンテーションに来ていただく団体を決定するというのが優先されることになりますので、この活動資金助成の制度そのもの、あるいは助成率とか限度額などの変動などについてお考えもあろうかと思えますけれども、それにつきましてはまた後日のテーマとさせていただいて、きょうはとにかく次回の会議に向けて結論を出せるように、それぞれの委員が認識を共通に持っていただく会議にというふうに位置づけられております。

では、特に説明会のことなんかはいいですかね。

事務局 そうですね。一応、説明会の出席状況だけちょっとご説明します。

久塚座長 はい。説明のほうを少ししてください。

事務局 説明会は全部で3回開催をいたしました。第1回の説明会が3団体、第2回の説明会が5団体、第3回の説明会が5団体来ております。それぞれ団体は異なっていますので、全部で13団体です。

説明会には来なくて、昨年度に引き続き申請した団体が2団体ありましたので、説明会に来たけど助成申請をしなかったというのは4団体ほどございました。一つは、助成金についての説明だけ聞いたかったというようなお話があったりとか、それからあと自己負担分のめどが立たなかったの見送ったとか、あるいは中間支援的な事業を申請しようと考えていたので、区民個人個人へのケアではないため申請になじまないのかなということを取り下げられたとか、そういったようなご事情を伺っております。

久塚座長 ですから、説明会に来られてまだ申請していないというところもありますので、さらにうまくいく仕組みをつくっていければなどというふうに考えておりますけれども、11の申請があったものについて皆さん方、大体いろいろな感想を持っておるとは思いま

すが、きょうは採点に大きくかかわるような、これはいいとか悪いとか、好きとか嫌いとかというような発言は控えていただきまして、自分はここはちょっとわからないのでどうなのかというようなことに徹していただければというふうに考えております。

では、どなたからでも、1番から11番まで順につぶしていくという形だとちょっと時間がどうなのかとありますので、どこからでも結構ですので、どの団体のどの部分がどうだということを、委員の名前の後にご発言ください。

はい、伊藤さん。

伊藤委員 まず9番の団体の。

久塚座長 9番。

伊藤委員 2009年度の収支計算書について。

久塚座長 ちょっと待ってください。下に何ページと書いてありますか。

伊藤委員 210かな。

久塚座長 はい。

伊藤委員 その業務委託収入が2,300万円あるのですけれども、ほとんどがこの団体、その業務受託収入なのですけど、この業務受託収入がどこかと結びついているのかなという気がしないでもないということでもちょっと聞きました。いわゆる特定の団体の業務の宣伝みたいな形でやっているのかなと、それだけ。

それともう一つは、同じような形で今度は、言っちゃっていいですか。

久塚座長 ちょっと待ってください。

伊藤委員 では、まず一つずつ片づけていく。

久塚座長 はい。ここで事務局がつかんでいる部分というのはありますか。それとも、もしプレゼンに呼べたらそこでということも質問できるわけですけど。

事務局 そうですね。今のこの業務受託収入のことに関しては、特に団体が申請に来たときに確認はできていない項目ですね。

久塚座長 宇都木委員。

宇都木委員 資料に入っていますよ。

伊藤委員 入っている？

宇都木委員 入っている。これ、どこが出しているのかというのは、要するにマンション業者の正確なところなんていうのは、多分そういう建物をつくって、この団体が講座をやりながら募集しているのです。その募集行為を学習会だとか何だとかと書いてあるけど、

事実上そういうことなので、だから一体なのです。

伊藤委員 ですよ。

宇都木委員 僕もちょっと心配だったので読んだら、ことしからはお互いに相互に自立をしましょうと書いてあるやつがあったのです。

ということは、今まで違ったということだから、そこは実際上どうなるかわからないけど。それはやっぱり今度のこの延長線上です、申請は。そういうふうに理解できると、これを読んでいると。

伊藤委員 そうすると、思ったのは、業務受託がなくなっちゃうとこの団体は。

宇都木委員 なし。

伊藤委員 なしになっちゃうよね、当然ね。

宇都木委員 そう、活動なし。

伊藤委員 もうほとんどその活動を請け負っているという形なので、そこだけです、ちょっと気になったのは。

宇都木委員 うん、よくあることだから、こういうのは。だから、こういうのが果たして助成制度の趣旨に合っているかどうかということは、少し意見があればみんなで議論したほうがいい、実際に。

久塚座長 事業としては考えたときに適齢期という事業で出しているわけです。今、質問があったのはそういうことなのですけども、どうですかね、どのような判断基準で、一般論としてこの団体がどうこうということではなくて、議論の仕方としては、どういうものが好ましいということと言うと、宇都木委員と伊藤委員のご発言ですけども、どうなれば好ましいのか、どうなればこの制度趣旨から外れてくるのかというような一般的な指針をもうちょっとしゃべってもらえれば。

宇都木委員 215ページに書いてある。

久塚座長 215ページ。

宇都木委員 215ページにこの事業とはというのが書いてあるでしょう。3、株式会社との連携事業と書いてあるでしょう。

久塚座長 はい。

宇都木委員 それはこの連携事業をこのNPOがやることは、株式会社と連携してやっていますよということを意味している。

久塚座長 ええ、まあ、数年どういったことをやってきましたと。

宇都木委員 これからもこうやりますと書いてある。

久塚座長 はい。

宇都木委員 それは、つまりこの福祉マンションを株式会社がやっけていまして、そこに入るのに必要な、入居者に必要なセミナーだとかツアーだとかそういうことを、いろいろなことをやりながらそこにつなげていく。

それで、つながりましたというのがどこかに書いてあります。そういうことで入居者の組織化もできましたとか、どこかに書いてあります。だから、今一般的に福祉マンションだとか福祉長屋というのは、今、住まいの問題でいろいろなところがやっけていますけど、それを連携している株式会社がやっけているのでしょう、多分。だけど、それをもう少し違う方法でやりましようというのでNPO法人をこしらえて、NPO法人がやっけていとうふう理解できる、これは。

伊藤委員 同じように199のところも。

久塚座長 199。

伊藤委員 ぼかしながらもそれらしいことが書いてあるのです。最終的には福祉マンションがいいということなのだけど、それが何でいいのと言うときに、仲間づくりや同世代が入れている、ネットワークができるということ、最終的にこの目的を見ると福祉マンションがそれを手助けすると、できる形の場所であるというような受け取りができる。

久塚座長 まあ、それ自体、でも。

伊藤委員 そこと結びついていると嫌だねという。

久塚座長 だから、一般的な意味での福祉マンションというのはどうということじゃなくて。

伊藤委員 うん、なくて。下手にひもがついていてやっけて、みんなが理解できて、こういうところが一番いいですよとかこうなっちゃうと嫌だねという。

久塚座長 ああ、特定のところの宣伝だとか。

伊藤委員 そうそうそう。

久塚座長 会員をふやすような形。

伊藤委員 そうです。

久塚座長 問題点としてご指摘があつたのは、区民ニーズへの広がりといいますか、ニーズのあれが高齢者のほうを向いているようだけれども、特定の業者のほうに向いているようなニーズにならないかという論点になっていくわけね。

伊藤委員 そうそう。

宇都木委員 わかりやすい例で言いますと、私は医療生協のほうにも関係しているので、僕らが今これからの高齢者の住まい問題で、例えば国と東京都がやっている軽費老人ホームというのがあるのです。これは国が1人当たり150万円、東京都が150万円建設費を助成して建物を建てるのです。そこに建てて入れるのですが、その建てる事業主体は私たちで言えば医療生協が建てて、それでその運営をNPO法人にお願いする。そういうやり方というのと、これとはちょっと違うのです、やり方が、これは。

だから、一般的にはNPOのかかわりというのはグループホームもそうなのですが、自分たちで直接やるか、どこかが建てたものの運営をNPOが任されてそれでやっているということで、こういう関係じゃないのです。募集までこれはやっているということですから、どういう関係かわからない、普通は。

それから、もう一つ福祉マンションというのは、消息確認をやるのです。

久塚座長 それは知っています。

宇都木委員 朝1回と夕方1回居住者に。その消息確認を、あるいはその必要があれば医者を呼んだり、ヘルパーを呼んだりということをする、そういうことをNPOがマンションと一緒にやっていると。それは外づけのそういうサービスをNPOが請け負ってやっている、そういうのはあります。そのいずれにも該当しない、これは。

久塚座長 そうですね。後者は北九州の新しい方式で、戸山団地と連携していろいろやっているみたいですが、個人の資産にかかわるもの、価値が目減りが起こらないよという形でやっているみたいですが。いずれにしてもこの9番目のものについては、チェック項目として、来ていただくとすれば広く一般的なニーズにこたえるような形になっているかどうか。その特定の民間の業者のところだけに誘導するような形での事柄と強く結びついていないかどうか。この事業自体は折り入ってそうでもいいのですが、このNPOの存在をもし気かけるとすると、法受託というような構造のそれとセットでという可能性があるのではということに気がされている。

一般的には区民ニーズの把握ということで、戸山団地なんかも出しながら一般論のような気がするのですが、ちょっときょうはあまり、それと何があるかわからないので、ここにそういうことになればプレゼンでご質問するということになろうかと思います。

ほかにございますか。伊藤さん、二つ目で。

伊藤委員 二つ目は同じように10の団体、232ページ。これが21年度の収支計算

書だと、寄附金収入のところは1,971万5,000円という金額があると、今度はそれが22年になったときに補助金等収入のところの民間助成金収入のところ、700万円、これの関係。もしかしたらこの寄附金がこの民間助成金収入と一緒にものじゃないかな、ただこの名前が変わっているだけで。

そうすると、やっぱり何かここも先ほどの団体と一緒に結びつきがどこかあって、そこから出ていて、その広報じゃないけど、そんな形になっている。

久塚座長 700万円というのは何ページ目ですか。

伊藤委員 240ページ。この前の、最初の232ページのときには事業収入、寄附金収入のところにはないのです、民間助成金収入が。こっちは寄附金なのです。22年のときは今度はそれがなくなって民間助成金収入になっている、寄附金がなくなって。同じ計画のもののような気がするということと、団体が一緒じゃないのかなという気がするのです、出しているところが。

久塚座長 まあ、なかなかこれもわからないのですけど。

伊藤委員 そうですね。

久塚座長 団体さんの中には特定の方から多額の寄附をいただいて、それを大事に温存しながらということも実際にはあるわけですよ。ただ、これについても。

うまい聞き方をしないと違ったことになるといけないので。この主な寄附金とありますが、もしよろしければどういう形で望むのでしょうかだとか、民間助成金、それというのはどういうものですかねという質問になろうかと思います。

これ、事務局は今度わからないのでしょうか、まだ。

事務局 そうですね。プレゼンで団体に直接聞いていただいたほうがいいとは思いますが、10番の団体としては、この寄附金等の収入についてはお寺さんとかから寄附をいただいていますというようなお話はいただいています。

伊藤委員 そういうものだよ、そういう団体だと思うんだよ。

事務局 それで、なるべく一部のところに頼らないような経営を目指しているというようにお話は何っています。

久塚座長 私も直接これじゃないですけども、終末期のことをやっているある県のNPOを知っているのですが、非常に細々とやっているの、あるお寺さんからここはこういうふうに使っていいよというのをありがたく参加者が使っているということで、一生懸命縫ってやっているところもないわけじゃないので。果たしてこれも来ていただいて聞か

なきやわからないですね。

伊藤委員 一次審査を通ったときにね。

久塚座長 大事なことなのだけど、なかなかこれ一般化したこういうものに出すというのは難しいみたいですね。

宇都木委員 ああ、いいですか。

久塚座長 宇都木さん。

宇都木委員 だから、特定の宗教法人との結びつきという関係になっちゃうとまずいで、お寺さんでも南無妙法蓮華経から南無阿弥陀仏まで幅広くこの世のお寺を全部対象にしてやっているというのと違って、あるところの特定の宗派と関係して、そこから寄附金をもらっているとかということになると、ちょっとやっかいだなと思うね。

伊藤委員 それの代理、工房みたいな形になっちゃう。それがこのいろいろなセミナーだとかに出てくると嫌だねという話。

久塚座長 だから、それも事前に制度上はNPOの法人格を持った区切りですので、ある程度のことは排除できる仕組みにはなっています。

だから、その隠れみに使ってどうのこうのと疑い出すとか、それは切りがないので。

宇都木委員 いや、だから、そういうことが後で、何だ、そうかということになるとぐあいが悪いので、それはかなりしつこくたさないで、公の金だから、私の金を自由に使ってください、どうぞと言うのなら構わないけれども、やっぱり区の資金ということになれば、それはそれなりに説明がつかなきやいけないので、どこかにだけ特定に帰属しちゃって、どこかの葬儀屋さんとかくっついていたりということになると、やっぱりぐあいが悪いので。デリケートな話はデリケートな話ですけどね。

久塚座長 宇都木さんに別に反対しているというのではなくて、実際にはどこかの葬儀屋さんとか結びつかないといけないし、どこかの宗派のどこかのお寺さんが、うちの集会所を無縁の仏さんたちのお通夜の場所として使ってくださいとなると、公共的なものを使えないような問題は喜んでどこでもお願いしますという状況もいっぱいあるわけですね。それをどう見分けるかというのはなかなか難しいことだろうなどは思いますけど。

宇都木さんの言うことはもっともだし、用心しなければいけないのは、全体で400万円を使うときに、うちはどうだ、こっちはどうだという話にならないようにしなければいけないという大事なことです。

宇都木委員 この団体のそういう相談業務、人生設計及び社会制度に関する相談等につ

いて、後々のお墓の問題もそうだし、どこでも埋めていいというわけじゃないから、そういうのが社会的、相談でお金を取っているとすればどこかにつながっていないとぐあいが悪いので、それは本人から、利用者からお金を集めているというよりも、その利用し紹介した側から紹介料としてお金をもらっているということになると、これもまたやっかいな話だね。そのどっちかが収入に入っているのかなと思うのです。多分これ、490万円もお金が入ってくるということになると、仮に利用する、つまり必要な市民が対象になって、その人たちと相談することによって約500万円の相談料を取るとするのは相当なことだから。

久塚座長 10番の団体で勉強会の内容というのがあって、やっていますよね。そこは無料じゃなくてやっぱり有料なのですね、その勉強会というのは、どうなのですか、よくわからないのですが、私は。

宇都木委員 だから、どっちも有料かわからないけど、要するにそのことによってお金を得ることは、収入が入ってきているのだから。相談料で収入が490万円、21年度でいえば、収入はこれでも相談事業で213万円入っているわけだから。どこからお金を取っているかはわからないですよ。

伊藤委員 宇都木さんが言ったような紹介料かもわからないしね。

宇都木委員 うん。だから、22年度でいうと民間の助成金収入があって、そのほかに相談料があってという、両方で成り立っているわけですよ。それで、収入が1,000万円あるわけです。

久塚座長 勉強会もテキストがあって、勉強会に参加するといえればテキスト代というようなことも収入という形なのですかね。わからないですね。

宇都木委員 わかりませんね。何も書いていない。

久塚座長 団体の副理事長が監修をした書籍をテキストとして利用し、参加者に貸し出しを行う、希望者には購入をしていただく。全員です。でも、いろいろなことを考えておられるなという気はしますけれども、結構大きく人を集めていますよね、最初のときに比べたら。

宇都木委員 うん。

久塚座長 今、関口委員が情報を収集しよう。

関口委員 ホームページを見てみようかなと。

久塚座長 そうということだろうと思いましたが。

宇都木委員 だけど、外注費なんていうのは、この21年度の収支決算でいくと、支出の部分に、管理費の中に外注費が670万円もあって、外注費ということはどこかへこれを出しているということだ、何かを。

伊藤委員 下請けとかいろいろあるから。

宇都木委員 うん、だから。

伊藤委員 何かわからないのが。

宇都木委員 寄附金でもらって外注という形になっていたらあまり意味がないことで。これ、人件費なんか入れていないから、多分事業費の中に入れていたのだと思うけど、ちょっとね、それにしても人件費ゼロなんておかしいよ。

久塚座長 関東、首都圏、札幌、京都、大阪、葬儀社、寺院、各地域別セミナー会場ということで、すごく非常に熱心に事業をやっていますね。葬儀事情に関心がある者不特定多数から集まっているお金もなかなか大きいところもありますし。人生設計の事業は、事業報告書の事業費の金額で見ると500万円近いものが人生設計というので動いているようですが。

伊藤委員 それと、今のでいうと242ページの経常支出の上の事業費のところ、少額短期保険の代理店業及び募集に関する業及びほか保険仲介事業費というのがあるんですけど、それがさっき言ったようなセミナーに来た人のところに、さらに多分勧誘すると思うのだ。そのときの領収書を必ず、かなりいろいろなのが結びついているような気がしてならないのだ、利益追求型という。

宇都木委員 だから、一般的には理解できないのは、約2,200万円の収入があって、2,160万円の事業をやっているわけです、支出を。それで人件費ゼロということはあり得ないです。

だから、これは事業収入で、事業のほうに割り振って人件費をやるにしても、それは最低限の管理費は必要なので、これ、管理費の中に人件費だとかいうのが全然入っていないというのは普通は考えられない。みんなアルバイトでやるということはありません。

伊藤委員 悪くとると外注費だよ、これ。

宇都木委員 そう、だから事務所もどこにあるかによるが、事務所にかかる費用なんて計上されていないでしょう。

伊藤委員 233ページ、賃借料144万円、これが多分そうだと思う。

宇都木委員 賃借料？

伊藤委員 233ページ。

宇都木委員 ああ、144万円ね。これが事務所費？

伊藤委員 だと思っただけだな。

宇都木委員 事務所費だな。

伊藤委員 それにしちゃ少し安いよね、いろいろなことをやる割には。ここだけおかしいのだ。

宇都木委員 ちょっとこれおかしい話だね。

伊藤委員 私はその二つの団体だけです。

久塚座長 この部分ということですね。

伊藤委員 はい。

久塚座長 今は推測のところですので、最終的にプレゼンテーションなどに参加ということになれば、明らかにしてほしい部分というのはあると思うのです、漠然と。

関口委員 関口です。ちょっと補足で、今調べた感じだと、10番の団体が特定の宗派のお寺とだけ結びついているということはなさそうで、私もちょっと仏教はあまり詳しくないので、何とか宗から何とか宗までいろいろとご紹介はしているそうです、お寺みたいなのを。

あと、「葬儀費用の落とし穴」でお墓と供養、エンディングノートの書き方というこのスケジュールに書かれている活動内容については、非常にいろいろなところでやっているみたいで、定番の講演メニューみたいな形で、いろいろな社協さんとか、その場でもこの「葬儀費用の落とし穴」というテーマで全国のところでやっている。

費用を取るか、取らないかはそれぞれバラバラで、費用代を取るところもあれば、もう完全に無料で来てくださいというところもあるみたいです。

久塚座長 そうです。だから、費用を取らないところは、多分どこからかそういうやるところから印刷してくれたり何かそういうことが便宜上乗っかれたので取らないでやっていたりというようなことなのでしょうね、多分。

宇都木委員 社協なんか取らない、社協自体がやるから。そこに講師として行くだけの話だよ、そういうやり方でしょう。社協じゃなくて、この人たちが社協と共同開催なんてあり得ないことだものね、普通は。

久塚座長 自分のところで展開しているときにはそれを有料で、頒布しながら部屋を借りてということで。それを全部合わせて乗っかっているので見づらい形にはなっています。

関口さん、どうもありがとうございます。ほかの団体についてはございませんか。

宇都木委員 私が一つ気になったのは、新規事業にしても、要するに小さなNPOを育てていこうと。だから、一生懸命やっている、いい事業をやっているし、それを資金面からも応援してあげようというのが助成のシステムだとすれば、1番の団体は、5,000万円も剰余金があるのです。

久塚座長 その点については、先ほど事務局ともお話し合いをしましたけれども、あるときに大きな寄附があって、それを崩しながら、年々剰余金は減ってきているのですが、この団体はもうそれがなくなるとどうしようもないので、それを温存しながら一生懸命やっているところ。私の説明はちょっとうまくないかもしれませんが、西堀さん、ここはどう。

事務局 ええ、もう先生の言っていたとおりのんですけど、過去に大きな寄附金があって、収支上は結局まだなかなかプラスに転じられなくて例年赤字だそうなのです。その寄附を大事にしながら徐々に取り崩しながら運営をしていますというようにお話を、一応団体さんのほうから面会したときには聞いております。

久塚座長 ということです。

宇都木委員 そうですね、それはそういうことかもしれないけど。

久塚座長 回し方からいうとずっと赤字でこう来ている中で。

宇都木委員 だけど、それは赤字というかもともと黒字予算、事業に計上しないということなので、僕に言わせれば、赤字にならないように事業をやればいいことなので。それで赤字になって、剰余金を切り崩す。それはちょっと事業論から言ったらおかしい、NPOのほうでもおかしい、それは。

だから、その評価を、つまりもう少しこれをもっとたくさんだれか来ていてとすれば、お金が本当になくて一生懸命やっていて、いい事業なのだけど、それなら少し助けてあげたいねというふうになれば、ものすごくこれよりも優先される団体が出てくるという。

そういうことを考えると、団体数が少なかったから、じゃあ、いいかということにするかどうかというと、それもちょっと違うんじゃないかという感じがするのだ。

だから、そこをどうするかということが一つ、ちょっと気になりました。どう思いますか。

久塚座長 積極的にそこで黒字にするというよりは、当初のいろいろないきさつが多分あったのでしょね。それを大事にしながらやっていく中で新しく展開を見て、何かまあ、

私もこれはずっと以前から印象に残っている団体ではあるのですけれども。同じこと、やはり似たようなことをずっと回しているのですが、なかなかこれで黒字にというようなのは難しいです。だから、何かないのかと、やり方はないのかという話にはなってくるかと思えます。

宇都木委員 だけど、自立を支援するということが必要なことなのだから、結構お金があるのだから、赤字でしようがないのだというのはおかしいのだ。

伊藤委員 伊藤です。この5,600万円では、何かでっかい事業をやるためにため込んでいるのかなと一瞬思ったの、世界的なやつを。で、違うみたいだし、それとこの団体だと事業は収入と支出のところで、収入が350万円で支出が800万円。その支出のうち300万円ほどが人件費なのですけれども。だから、ほとんど絶対に何かやらなくても赤字だという。もっと悪く言うと、その金があるのをそれをただ人件費として使っている。本当はなければできないことを、補助金があるからその金を使いながら自分たちの給与としてもらって何かやっている、悪く言うと。そういうふうに見られちゃう。

久塚座長 はい、どうぞ。

的場委員 過去にその助成を受けた実績がありますけど、そのときも赤字だったのですか。

久塚座長 赤字というか、経年的に積み上げてきたのが。

的場委員 こうずっと下がっていつている。

久塚座長 そうです、ずっと下がってきている。

事務局 そうです。

宇都木委員 赤字だったか。

事務局 はい。例年少しずつ崩されています。

的場委員 そういったときに事業内容が違ったから選ばれた？

久塚座長 やはり結論からいうとそうです。すばらしいというか、ラインに達していた。

的場委員 達していたから。

久塚座長 お金がないし。

関口委員 宇都木さんのお考えはそれはそれで一つの考え方であって、それは主に事業型と言われている方は全体に非常に重要な中身だと思えるのですけれども、一方で1番の団体とかは、まさに寄附型といわれている事業形態を持っているわけで、事業という面で見ればそれは確かに黒字、赤字の概念は必要です。

でも、政府とか今の区行政とか考えてみてください。赤字か黒字かといったら赤字でしょう。

久塚座長 そうですね。

関口委員 公共的な仕事をやるにはある程度赤字が出るというのは必要なわけです、それはある一面の活動において。

久塚座長 何かみんな説得されているみたいだけど。

関口委員 いやいや。完全に黒字に、利益が上がるのだったら、そんなの株式会社でやりやいいだけの話であって、NPOは。

宇都木委員 それは違うよ。

関口委員 いやいや、そういうふうに私の考え方ですから、それは宇都木さんの考え方はそうかもしれないけど、私の考え方を言っているだけであって。

宇都木委員 わかった、わかった、いいよ、今の説明じゃないから。

関口委員 だから、何でもかんでも黒字か赤字かという観点だけで考えないでいただきたいというのと、こういうやり方もあるのだと。一旦基金みたいな形で、こういうNPOは結構いっぱいありますから、全国に。あるときにドカンと寄附をいただいた。その寄附を大事に少しずつ取り崩しながらも。

久塚座長 まさに僕らのこれみたいだね。

関口委員 ああ、そうそう、そういうことです。まさにその協働推進基金のような形でやっているNPOもいっぱいあります。そこはちょっとご理解いただかないと。現場で頑張っている方がちょっと報われないなという感じがあります、今の議論を聞いていると。もちろん努力は必要です、黒字化の。それを否定しているわけじゃありませんので。

的場委員 反論じゃないのですけど、よくわかったのですけど、ただこの事業に関しては、NPOの副理事が亡くなったということもあって、何か個人の研究や意思を発表する場にちょっと題材を利用しているのかなという気がしてしまったのと、あとは事業種別が新規事業となっていたのですけれども、この題材で過去に出前はしているようで、ホームページを見ると、パネル展は現在していませんという形だったので、新規事業なのかなとちょっと疑問に感じました。

久塚座長 新規事業かどうかというのは、こちらの判断するべき事柄になっている、一部というふうにしてしまっているんで、これからの課題になると思うのですけれども、非常に微妙なのです。そもそもNPOが継続してあって、ある程度NPOのやるべきことと

いうのは定款に書いてありますけれども、そこから全く外れることはできないので、それとの関係で出してくると、これが新規事業かどうかという微妙なものも多分出てくるのだろうと。

だから、例えば公開プレゼンテーションに来ていただいて、これは新規事業ですかねみたいな質問をすると、質問としては成り立たない。こちらが新規のところには位置づけながらここまで持ってきているのでということで、もしそういうことが生じたとしたら、説明をして、新規ということはこういうことですよというふうに理解していただかなければいけないというふうに制度上はたぶんなるのだろうと。

それから、前者の事柄は私、ちょっとわからないのですけれども、お亡くなりになったのでという、このことなんかについては特定の事柄についての利用ということで、いわゆる区民全体ではなくて、ある事柄が生じたので、それについて何かをするということに結びつけているということでは、やっぱり広がりというところで問題が出てくるのでしょね。

なかなかそう、この1番の団体も以前から何度か面接はしているのですけど。

的場委員 過去に実績を受けたのと似たり寄つたりの形でというか、題材は違うのですけれども。

久塚座長 似たような、結局審査の基準としては過去に助成をもらった。その成果はどうだったのですかね。それから、地域へのインパクトはあったのですかみたいな話になって、そして私たちが最終結論を出すというか。自分たちは成果が上がったとっていて、またというふうに思って何かをやっていると思うのです。それに対して私たちは、そこで議論するわけじゃないのですけど、一判断基準の中で、自己点検の中で見たときにどうですかみたいな話にはなっていくのだろうと。

ある意味ではこの制度自体が発足当時から、ちっちゃいところまで含めて市民と協力していいNPOをどう育てていくのかということの宿題と、もう一つはもう少し今度は協働事業提案のほうまで乗っかってきてほしいなということまでにらんでいるわけですから、あまり形式的な意味で厳密にすると厳しい結果が出るでしょうね。

だからといって鷹揚にやるのではないのですけれども、ラインの引き方というのは少し甘いという意味じゃなくて、育てるところも加味して存在しているということだろうと思います。

だから、的場さんは育てるということであれば、手を変え品を変えどんどん出てきたら、

それは育てるということはずっと続けているということになるのですかと。もうそろそろ育ってくださいよというご意見だろうとは思いますがけれども。

的場委員 そうです。

久塚座長 そうですよ。

的場委員 はい。

宇都木委員 よし、自立支援ですからね、自立しなきゃいけません。

久塚座長 はい、ほかの方。

村山委員 村山です。どの団体じゃなくて全体的にいつもちょっと気になるのは、区民ニーズの把握状況です。これが、ちょっと要求するのは厳しいのかもしれませんが、いつもこういう声が出ますかと言ったら、こういう要望が多かったとかいう、本当に区民ニーズを把握したような申請になっているのが少ないのです。

区の資料でもって、例えば7番の団体のところだと、ビルマの方が例えば3番目だったら、3番目のビルマ語を普及させたりとか、何か本当に調査したんじゃないかと、どこから資料を持ってきて、これはちょっと多そうだな、では、これをやってみようということでもって、果たして本当に区民ニーズの把握をされて申請されたのかどうかというのが非常に全体通してそういう感じは強いです。

久塚座長 ということは、一般論的に言えば、独自の区民ニーズの把握みたいなのがある程度、そんなにNPOが小さいところだったら難しいかもしれないけど、そんなに統計というのは厳密にやらなくても、自分たちである程度区民ニーズの把握というのをそれなりにできているかどうかというようなことも気にかかるということですね。

村山委員 そうですね。入場者がいるのかどうかとか、またやってもらいたい声が多かったとか、では、まだやりますという。ちょっと何か根拠があまりにも少ないのかなという。もっとほかのところも全部そうですけど、そういう感じは多いです。

久塚座長 それはあまり全体にプレッシャーをかけると全部がペシャッと浮いてしまう可能性があるんで、この制度を宣伝する際にNPOに自立してもらうために何かいい方法があれば、どうぞ自分たち、内向きだったり内輪じゃない形で活動を展開してほしいというふうなことになるのでしょね。

伊藤委員 前からそれはありますよね、調査というのは。どんなものに基づいたね。そういうときにいつも言われている。主観的というか、数字なのですけど、数字が出てこないの。多かっただとか、要望があったとか、そういうときに必要なのはn数が幾つあつ

て、そのうちのどれだけの人がそう思ったとかいうことが一番必要なのですから。

それがプレゼンのときはどのぐらいのn数があって、どのぐらいの割合になっているのとは聞きますけれども、この段階ではわかりません。大体本当は書いてこなくちゃだめだ、説得するには。私たちが説得するにもそう書かないといけない。

事務局 そうですね。

久塚座長 野口さんと竹内さん、きょう、ご発言がまだ。

野口委員 ああ、いいですか。

久塚座長 待っていました。

野口委員 では、4番目のですね。

久塚座長 ちょっとゆっくり言うてみて、何ページ目を。

野口委員 70ページですが、これに対象が区内でどのぐらいいて、どうしてこういう事業をやらなくちゃいけないのかについてはちょっと説得が弱いんじゃないかなという気がするんです。

それで、地域活動でも新宿区域を含む都内というふうなことを言っているわけです。ですから、このNPO団体では新宿区でどのぐらいの人がそういう対象なのか。要するにそういう人たちが、必ずそういったニーズを持っているのか、その辺のつかみ方です。どの辺までつかんでいるのか、それが聞きたいです。

久塚座長 ある程度、まずプレゼンテーションのときに出ていなかったですか。

事務局 そうですね。提案事業のときなんかはかなり詳細なデータが出ていたと思います。恐らく団体のほうに聞いていただければ、ある程度具体的なものが出てくるかと思えます。ただ、難聴者の方でやっぱり高齢になってから難聴になられた方というのは、ご自身自身も認識がない方が多いので、正確な実数をはかるのはちょっと難しいというようなお話は伺ったことがあります。

野口委員 そうですね。

久塚座長 だから、難聴は年をとるにしたがって一般的にこうならかに行く人もいるし、事故的なものもあるし。数字ってなかなか難しい。

野口委員 ある程度のもをすくうわけですね、比較されているのですね。

久塚座長 だから、ここも以前からよくご協力いただいている団体さんなのですからけれども、非常にその点も含めて特徴があるところなのですが、そういうことを委員から積極的に、さらに、もう既に半分を出しているからじゃなくて、そういうところがやっぱり大事

なのですよというご指摘も、ただ時間が限られているので、もしプレゼンテーションに来ていただくようであれば、何度も何度もこう来ていただいているところは少なれっこと
いうか、そういうふうになっている恐れがあるので、やっぱり新鮮味を持って新しい事業
というふうにもしやるのであれば、さらにこれがなぜ以前のとは違うのだということを承
承してもらい必要があるでしょうね。

竹内さん、回ってきました。

竹内委員 私も全般的なことで、一つは全体的にやっぱり基金の助成の基準というか基
本方針的なものは回っているように、先駆性とか専門性があるよというようなところと、
それから多くの区民の社会貢献活動の啓発に資することという二つに絞られているので
けれども、そういう面で見ると、何となく全体的にそういうのが少ないなど。専門性はあ
るのでしょうけど、多くの区民の社会貢献活動の啓発に資するところは何となく少
ないような気がするのです。

それともう一つ、その背景のところちょっとよくわからないところが今あるのですけ
れども、平均点60点で合格みたいなどころですよ、前回からやっている。そうする
と、今先ほどからいろいろな点でチェックはされているのですけれども、単純に採点で入
れていくと、例えば事業計画のスケジュールが実現可能であることなどというのを見ると、
ほとんどが多分うまくできているので実現可能になるわけです。

それから、資金計画のところなのですけれども、ここも無理なく経費が適正であるとい
うようなところは、それだけをとらえてみると適正に皆なっちゃうのです。そうすると、
おおよそみんな点数から行くと、どうも60点以上にはなりそうになっちゃう。

久塚座長 はい。

竹内委員 そのときに、では、どういう採点で、どこに判定をつければいいのかというの
がなかなか難しい。

久塚座長 形だけというよりは、こういう様式について、一定の限られた時間の中で書
けるNPOがふえてきたというふうに理解して、それを実践するかどうかというのは課題
になってくるわけですけれども、そこはもう最低限できているだろうというふうに、例え
ば事業の実施計画だとかいうことについて。

竹内委員 そうですね。

久塚座長 単に書くだけじゃなくて、基礎のところはある程度はあるのだと思うのです。
それは喜ばしいことで、そこがガタガタのような形のもの20団体出てきたとしても、

それがほとんどだったら私たちは違った形で悩まなきゃいけない。ここがすべてがそうだったらゼロ、採用をゼロにするのかねという議論になってくると思うのです。

したがって、基本的なところについては、評価点はある程度はあり、そして400万円の中で逆に言うとセレクトをしていくことができるということになっている総論的、基本的なことはあるのだけれども。

だから、それを超えちゃう、全員が超える、あるいはこれ全部入れると500万円近くなるのですけれども、プレゼンテーションに来てもらって、実際には330万円ぐらいしか使わないかもしれないけれども、その中でセレクトをするときに、皆さん方からプレゼンテーションの中でしゃべったことを大いに質問していただいて、先ほど出たようなところで最終結論を出せばいいと思うのです。

60点を超えても、全部60点を超えた、極端に言うと60点を超えると500万円ぐらいになりますよね、全員が超えたとすると480万円か。そのときに傾斜配分で行くのか、あるいは優先順位をつけていくのかというところで最終選考の結論が出てくると。

竹内委員 もうそのところはすべての事業が申請額を減額しても事業ができますよと書いてあるわけですから、どうにでもなる話かなとは。

久塚座長 もうそれは信頼関係ですから。

竹内委員 思っているのですけれども。

久塚座長 はい、できますと、そうですと。

竹内委員 皆さん、そう書いていますから。

久塚座長 竹内さんの質問はちょっとひねりがあると思うのだけれども、そういうふうに言われたらそうですと答えざるを、議長としては得ないということですけど。

竹内委員 だから。

宇都木委員 それはだから資金計画が大丈夫ですか、これを見た限り大丈夫かどうかというのはそうかもしれないけど、事業全体のあり方から見てどうかと言ったらやっぱり問題ですよと、こういう資金計画の仕方が問題だというのはありますよね。さっき議論になっていたように、どこからどう金が出てくるのか、どういう動き方をするのかわからないのに、その収支だけが最もらしく出ているということが、果たしてそれで単独で評価していいのかどうかということはやっぱり考えないと多分結論は出ない話で、それぞれの計画におかしいところがあるかないかということよりも、全体としてこういう事業がこの助成に合っているかどうかというところで、それがあまりぐあいがよくないというのだったら、

それは全体的に下げていけばいいことなので、そういうふう考えたほうがいいんじゃないですかね。あまり細かい一つ一つのことじゃなくて。

伊藤委員 7番の団体ところでちょっと言いますけど、私の考えですけど、71ページののところを見ると、この字幕づくりや何かをすることによって難聴者に対する理解が深まるという、こう見ると。そこでとまっているのです。本当に、その字幕づくりを通じた人たちはそれだけでいいのか。本当はもっと活用すべきじゃないのという、今度はこの計画では満足できないわけだ、僕は。

そうすると、どえらく落ちるわけです、計画のところ。だから、そういうふう考えざるを得ないんじゃないですか、みんな。これだと、この事業計画だったらこれでいいけど、本当にそれで区民に効果をもたらすの、一部の人の利害だけ。だけれども、本当にそんな形で人が集まってくるの、字幕づくりだけで考えざるを得ないです。詰めれば。

竹内委員 どんどん落ちこちてきちゃうという感じがするので。

伊藤委員 そうそうそう。

竹内委員 ちよっときょうは。

久塚座長 まあ、結論は。

伊藤委員 その計画を上を上げてやるのも僕らの仕事だし。

竹内委員 そう。

伊藤委員 だったら、もっとそこでそれを生かす何かをあなたたちが生かしてほしいのだよ、そこまで考えるのが計画だよと思うのだけど。そうしないと、先ほどから言うように区民の中に広がっていかないと思う。やっている人だけの理解でいいよではね。

竹内委員 そうですね。

宇都木委員 区民生活にとってこういうことがどれだけプラスになるかということにならないと。

竹内委員 そうですね。

宇都木委員 地域社会がそのことによって少しでもよくなるということじゃないと、ごくグループの一部だけが問題じゃなくて、そのことを通じてそういうふうに広がっていくその展望が、あるいはその影響力があるかどうかというのは大変大きな評価の方法で。

竹内委員 そうですね。

宇都木委員 やること自身は、それはだって今の伊藤さんの話じゃないけど、難聴の人たちに対して役に立つことはいいことだから、そのこと自身が悪いことじゃないだろうけ

ど、それが果たしてこういう資金を使うことに対してどういう社会的な影響力を持つかということ、それはそれでやっぱり考えなきゃいけないことですよね。

久塚座長 ずっと継続してきた議論なのですが、そろそろそういう議論を継続したし、プレゼンテーションでも少しいろいろNPOさんに質問するのですけれども、なかなか動かないというか、もうそろそろ気がついてよというところもあるかもしれませんけど。

宇都木委員 次の話題に行っていていいですか。

久塚座長 はい。どうぞ、宇都木さん。

宇都木委員 これ、ちょっと皆さんにご意見を伺いたいのですけど、2番の団体についてです。つまり東日本大震災を、こういう支援もあるのだろうけど、こういうことに助成金を使うということは本当に適切かどうかというのを少し議論してもらいたいのです。

的場委員 3の団体もそう、私も同じことを思って、2と3のところ。ネット上の支援と風評被害のところで一応合っているのですが、私も団体だけでやっていただければ、それですばらしい事業としてとらえるのですが、やっぱり助成金事業としてニーズだったりとか地域へのプラス効果をどういうふうにとらえていけばいいのかわからなくて、それもお聞きしたいなと思ったのと、あと今回の寄附金の活用指定先には災害救援活動が特に入っていなかったのも、その点もどういうふうにとらえていけばいいのかなと思っていました。

久塚座長 まず2番からは、先ほども少し考えたのですが、これを単に福島とつながるということだけであれば、区民ニーズというようなところから随分遠ざかっている印象かな。例えば新宿に住んでいる中途失聴者・難聴者と同じような意味で、新宿区に在住している中高年のいわゆる団塊の世代の人たちの社会参加、課外活動というところにウェットを置くと、その一応用バージョンで福島のほうとネットワークを結んでというふうになってくる。

ただ、それがあまりにも福島のほうのところばかりでということになってくると、話は広がりというよりは、何で茨城じゃないのという話になってしまうということです。考え方はそういうところだろうということです。だから、それをどう判断基準に入れるかです。

宇都木委員 ちょっと心配するのは、世間の風潮が仙台や岩手や福島は大変だ、茨城も大変だと。それを応援することについては皆さん、何か満場一致そうなっちゃって、そっちのほうを向いていて、だけこの助成金の性格からするとこれはだめかもしれないと言って落ちたときに、そういうものに対してそういう世間一般の今、なぜ東北を応援しなく

ていつ応援するのよという話の中にみんな一緒にたにされて、こういうことも出てくるとすれば、これはちょっとどこかで整理してやらないと、もともとの団体を育てようとか市民運動を育てようとか、そういう市民参加を促進しようとかいうことと、ちょっとずれちゃうようなことが心配かなと思っていて、だからこういう事業じゃなくて、例えば積極的に福島の人たちをこっちに呼び寄せて我々が受け入れて、独自の事業として何か新しいその人たちが定着できて、次の生活支援にまでつながるような仕組みをこしらえるから、そのための助成金としてということをちゃんと、本当は別かもしれないけど、何か野菜だとか魚をいっぱい売ろうという話に、何かちょっとそれを断ったことが、だめになったことが何か社会に反するみたいなことにならないように、どこかしないと。

関口委員 私はまさにこれこそ新事業立上げ助成にふさわしいんじゃないかなと。

宇都木委員 福島行ってごらん、1週間。そんなことだれも思っていないよ。

関口委員 いやいや、そうじゃなくて、でも実際それを区民ニーズという点から言うと、区民限定じゃないですけど、ある世論調査会社が行った調査では、自分として被災地に何ができるか。現地にボランティアに行くとかは10%とかなのです。やっぱりハードルが高過ぎる。でも、何か日本国民としては被災地のために何かしたいと思っているじゃないですか、みんな多分。それぞれ例えば義援金、支援金を寄附したりとか、あるいは自宅に受け入れたり、そういう方がいらっしゃるんですけど、それならハードルが低いから。そこでこの団体は何かできないかということで、このインターネットでの福島のアンテナショップを開設するという。それはそれでいいことなんじゃないですかね。

かつ、そのインターネット調査会社の結果を見ても、その被災地を応援するやり方の一つとして、その被災地へ旅行に行くとか、あるいはその被災地でつくられた野菜を買うとか、物品を買うとか、お酒を買うとか、お米を買うとか、いろいろやり方はあるわけです。それで、その回答を聞くと、現地にボランティアには行けないけれども、何かしたいという人たちの社会貢献意識をむしろ啓発するというか、その、何かしたい人たちに手段を提供すると。

伊藤委員 今、関口さんが言ったようにインターネットや何かを利用するということは現在いいと思うのだ。去年からこの団体はやっているのだけど、実績が何もないのだ。ほとんど売れていないのだ。それに対してどんな判断基準をするかということなのだ。この団体がこんなことをやっても当然だめだと僕は思う、やり方が悪いのだと思う、きっと。だったらもっと売れているはずだもの。それを読む限りは全然売れていないもの。

宇都木委員 今までやっていることをやればいいじゃない、そのまま。要するに助成金がなきゃできないわけじゃないのだから。

伊藤委員 そう。例えばここで、今までのやっている中では資金がないからうまくいかないけど、助成金もらってこういうことをやれば売れるようになる、皆さん、新宿区民にいっぱい知ってもらって買ってもらえるようになるだとか、そういう提案があればいいんだけど、それじゃないのだ、私の考えですけど。売れていないのにまたやったって二の舞いで、助成金使ってもだめだと思うわけ、僕は。これ、読む限りは。

宇都木委員 僕が一番心配しているのは、いや、こういうのはやったらどうですか、いいですよと、これが審査会がそれで通ればいいけど、場合によって通らなかったことに対して、とつてもひどいことをするね、この審査会はということだけはやっぱりちゃんとしないと、何かそういう単純な同情だけに入れなきゃいけないというのはちょっとよくないことだから、やっぱりそれ、区民のお金だから。

久塚座長 いや、だから私たち自身の意識が、やっぱり東日本の大震災でそっちに向いているわけです。どういう団体やどういう年齢の人やどういう国籍の人が街角に立っていて募金お願いしますと。もう政治的な主張や宗教上の必要が何であれ、あの前を通るときにお金を入れなかったら悪い人のように自分自身が思えてならないみたいのところまで世の中こう来ているわけ。

そういう意味では、私たちはこの制度趣旨に沿って結論を出して、普通に淡々と進めば、わざわざどっかへ出て行って説明する必要はない、大丈夫ですよ。

宇都木委員 いや、僕はちょっとね、何かそういう感情じゃなくて淡々と、通常のベースで判断できるようにしないとぐあい悪いんじゃないのかなというふうに思うから。

事務局 一つ確認なのですが、この協働推進基金なのですが、基本的には区民の福祉向上のために設けられた基金ということで、あくまで新宿区民の福祉向上に対して使われるものということになります。この申請、もともと受け付けをしたのは、区民ニーズのところに、新宿区民のボランティアをしたいというニーズがあるというところを見て、受け付けという形にしたのですけれども、もしこれが福島風評被害を守ることだけがテーマで、それが果たす目的ということでの申請であれば、これは区民の福祉向上というところにつながっていかないので、多分申請段階で受け付けしなかったと思います。

今回はそういうボランティアをしたいという多くの社会貢献活動の啓発に役立つものという助成の基本方針もあり、またそういう農山村と交流すること、あるいはそういう被災

地支援を行うことによって防災意識の高まりなどの新宿区民が得られる部分があるということが申請の内容に盛り込まれていたもので、それで受け付けをさせていただいています。

ですから、各委員には区民という視点での判断で見ていただければというふうに思っています。

久塚座長 はい。だから、宇都木さんにしても的場委員にしても、単発で終わるんじゃないくて、これを繰り返していると、新宿区の中高年の人たちのボランティア意識が高まったということが、目に見えるようにはボコボコとは出てこないでしょうけれども、そういう形でいいことがあるような形に持っていつてもらわないと内輪で終わってしまうことなのです。これは2番も3番も同じような形で、外向きというか、全体が見えるような形で将来的に見えればなというふうに思いますけど。

はい、どうぞ、的場さん。

的場委員 私も続きでその団体、16ページのところに、一番最後のところに、団塊を始めとした世代間交流と地域活性化につながる誘導企画として具体化したと書いてあるのですけれども、私はこの事業はもっと団塊向けに何か、団塊が動いて何かできる事業かなと思っていたのですが、そうでもなさそうところがすごくひっかかっています。

久塚座長 もうちょっと言ってください。

的場委員 はい。要はITというか、ネット対応がうまくできる人が活躍できる場というか、団塊世代は結局後方支援をするような形にしかとらえられなかったのですけれども。

久塚座長 はあはあ。だから、ある特定の年代の人たちというふうに見えるのだけでも、恐らくそういう世代の人たちじゃなくてもITをうまく使えばだれでもいいような感じですよというふうな感じを覚えているのですかね。

的場委員 はい。

久塚座長 うん、そうかもしれない。だから、このNPOさんは、団塊世代が持っている独自のもの、ニーズだとか何とかとうまくこの申請にかかる事業、事業というか、ことでもうちょっとうまく表現できれば、そういう評価も得たのかもしれないとなるかもしれませんね。

風評被害についてもいろいろあるので、それは議論するととまりませんから。

ほかにご意見ございませんか。はい、宇都木さん。

宇都木委員 3番で、これ、どうもちょっと表題がよくないんじゃないかなと思うのだ。

久塚座長 表題は変えられないので。

宇都木委員 うーん、だけどこれ、天ぷらバスを利用するからこの団体の事業を評価してくださいというのはちょっと違うんじゃないかという気がして。書いてあることは環境問題をやろうということでしょう。それにこんなのつけ足しみたいなものだ、天ぷらバスなんていうのは。

伊藤委員 はい。ちょっと僕が団体を知っているの。

久塚座長 どうぞ、今の質問への答えという形で。

伊藤委員 ここがやっているのはエコツアーというもののなのです。だから、何でもいいわけだ、農村へ行くのであれば。そのときに何を移動手段に使うか、これは天ぷらバスなのだ。天ぷらの廃油を使ったバスなのです。そのときに声かけをして、参加している人に持ってきてもらう、ボトルで。それを集めて、また次回のその燃料にするという。そこが主体なのだ。別にこれ、エコツアーというのでとらえたほうが良いと思うのです。その手段としてその農村というだけなの、もう簡単に言っちゃおうと。

宇都木委員 伊藤さん、書いていないよ、そういうふうには。

久塚座長 新聞の中にバイオディーゼル燃料使用、天ぷらバスでボランティアと。

伊藤委員 だから、これはもっと言うと、この天ぷらバスの利用を大きくしなくちゃいけないのです、この書き方は。天ぷらバスで廃油を集めて流さないことで、海も汚れないし川もきれいだ。それを使って行くのだから、新しいものも使用しない。だから、エコになっていく。一つのその行き場所が農村であるだけで、本当はそういうふう書いてあると皆さんもわかりやすいのだからしょうけれど。

そこで何ができると、やっぱりそこでは環境問題を考えましょうということなのだ、最後まで行くと。

宇都木委員 だから、この提案は都市と農山村の交流が主体で。

伊藤委員 そうそうそう。

宇都木委員 それで、プラスアルファが天ぷらバスという話なのだ。だから、廃油石けんつくって普及させましょうというほうがまだはっきりして。

久塚座長 だから、天ぷらバス利用のという雰囲気。

伊藤委員 だから、この48ページ、天ぷらバスでボランティア派遣とか、こういう形、天ぷらバスでエコツーリズムとか、天ぷらバスで環境問題を考えようとか。

久塚座長 だから、原子力発電でボランティアと言ったらだめなのです。

伊藤委員 そうそう。だから、だれかさっき表題がどうのこうのと言ったのはそこだと

思う。

野口委員 これ、貸し切りバスで天ぷら。

宇都木委員 天ぷらバスでなきゃ、ほかのやっていることは農山村との交流だとか環境問題だとか、こういうのは全部消えちゃうのと。これはこれでやって、みんなで環境問題だとか。

伊藤委員 そうそうそう。

宇都木委員 里山を守ろうだとか、そういうことはそういうことで大事なことから、それはそれでやってもらったらいいと思うのだ。

久塚座長 だから、エコの人たちもいろいろこう幅があって、そもそも移動をするときにジェットエンジンだ何だと、化石燃料だと使うこと自体が問題だなとしながらツアーをやっちゃう人もいます。まあ、非常に大事なことを、今の段階で見える限りではやっておられるのだらうと思いますが、両方がうまく結びついてということになればいいのですが、これ、天ぷらバスを持っているわけじゃないのですよね。

伊藤委員 うん、違う。

宇都木委員 これ、会社が出るのですよね。

伊藤委員 会社が行っているのです、ツアー会社が、旅行会社が。一応そこバス会社が契約をしている、それを利用するという形。

宇都木委員 よく僕らも里山整備というのは毎年1回ぐらいやっているけど、50人ぐらいでバスで。それをバスで移動しなきゃ行かないからバスで移動するのだけど、別に天ぷらバスを使っているわけじゃないけれども、でもそれはやっぱり里山整備ということを中心にみんな都市の事業者が一生懸命やりましょうよ、考えましょうよということが目的だから、天ぷらバスじゃなきゃ行かないよという話じゃないのだ。だから、そういうのと、これ二つが重なっているわけでしょう。

伊藤委員 うん、うん。

久塚座長 だから、三つ、四つ、もうエコのことというのは重なっていて、その里山に行ったときに、里山を整備したけれども、ごみはそのまま置いてきたとか、ペットボトルを持って行ってその辺にボンボン投げたという話になると、やっぱりおかしな話になるので、三つ、四つ組み合わせて多分実施するということなので、そのプラスアルファのことが多分天ぷらバスとあまり聞きなれない言葉なのですけれども。太陽電気だったらどうだとかいろいろな話が出てくるので。

宇都木委員 これ、やっていること自身は悪いことじゃないけれども、ちょっともっと書き方があるだろうと思うのだけだな、どうかしたやつで。

久塚座長 いや、だからもうちょっと天ぷらという名前を使わずに、先ほどのバイオデューゼルみたいにやってもらえると格好いいのです。

伊藤委員 いろいろあります。似たようなところは天ぷらを揚げるのかと思った、このバスで。

久塚座長 田舎に行ってね、芋だ何だと。

伊藤委員 そうそう、天ぷらバス。

久塚座長 私もそう思ったのです、最初は。これは向こうで何か食べようということかなど。

伊藤委員 廃油を利用したバスですよ。

久塚座長 廃油の利用というのは確かに難しいのです。竹内さん、どうぞ。

竹内委員 では、そういう個別の問題ですが、今の例えば天ぷらバスの話なのですが、これ、どこでもそういうのはやっているのですが、バス代に50万円と謝礼に30万円ということで事業が成り立っているわけです。

久塚座長 これを見るとですね。

竹内委員 そうです、はい。そうすると、そういうものにどんどん何か助成をしていくのかということ。

久塚座長 竹内さんらしい何かご質問なのですが。

竹内委員 それで25人が2組ですから50人に対応する事業です。

久塚座長 今度は天ぷらバスじゃなくて何たら自動車とかいうのを使ったらいいですと。

竹内委員 個別な話になるとそうになってきちゃうみたい。

久塚座長 そうそうそう。だから、これでどうしたのという話になるのです。

竹内委員 そうですね。

久塚座長 これは次にほら、Bの団体が同じことで申請したと、Cも同じところと言ったときに、AにCさんが同じ申請書、似た数字で出てきたときに判断基準というのはない。では、特徴として何なのというときに、事業展開だとなりますかというところが判断基準になるのです。

竹内委員 そうなのですよ。

久塚座長 だから、50万円と30万円は、悪いけれども私がNPOを持っていればそ

ういうことを仕様書に書けるわけで。だから、これ、おたくさんがやっている事柄で、さらに効果をほかのところができないような事柄なのですかということなのでしょうということだと思ふのです。

竹内委員 そこが重要だと、そうなのです。

久塚座長 まさに典型的なケースです。

宇都木委員 2台しかないんじゃないあ、バスがそんなに使えないのではないかな。

久塚座長 まあ、それはそうだけど。

竹内委員 2回で動かす。

宇都木委員 私がやると言ったって、宇都木さんがやるのだったら使えませんかというよ。

久塚座長 だから、日にちを変えて申請書をつくれればいい。

関口委員 補足でよろしいですか。ちなみに何でこうなるかということ、まず旅行業法と道路運送法の規定がありまして、免許を持っていない者が旅行の手配をやるのは旅行業法違反です。あと、いわゆる白タクと同じ問題がありまして、きちんとした会社に委託しないと道路運送法違反になります。

久塚座長 タクシーじゃなくて集団のときにも、乗り合いのタクシーというふうに別の形にならないといけないのです。

関口委員 という規制がある関係で多分。

久塚座長 だから、業者との関係のように見えるのだけれども、法務処理との関係で。

関口委員 ええ、しようがなくこうやっているのだと私は解釈します。

宇都木委員 反論するわけじゃないけど、関口委員。僕らがNPOでやっているわけ、例えば里山整備なんか年間バス2台やるのです。

関口委員 ええ。

宇都木委員 その団体がどこのバス会社とどこの旅行会社と契約しても自由なのです。

関口委員 ええ、そりゃそうです。

宇都木委員 だから、別にここじゃなければできないということじゃないの。だって僕らがAというバス会社ならバス会社に天ぷらバスを走らせてくださいと言ったら、これは一応その時期には当てはまりませんから、ないですからできませんと言ったら、それは使えないだけの話なの。

関口委員 ええ。

宇都木委員 だから、それは、仕方がないから普通のバスで行きましょう。それでも構

わないわけです。

関口委員 ええ、そうです。

宇都木委員 やろうとしていることはこの申請で行くと、都市と農村の交流のほうがかこれでは大問題だから、メインテーマでしょう、ここに書いてあることは。

関口委員 はい。

宇都木委員 だから、それは別に天ぷらバスじゃなくたっていいということで。

関口委員 いや、まあ、それはそうだけど、この団体は。

宇都木委員 別に旅行業法違反でも道路運送法違反でも何でもないのだ、ほかのところに頼めばいいことで。

関口委員 いや、だからそれはそうだと思いますけど、だから何でこういう金額が出ているかということになると。

久塚座長 で、会社が出てくるかと。

関口委員 そういう法規制の関係で、NPOが自分で走らせることは問題になっちゃうわけです、現状の法規制では。

宇都木委員 それはそうだ。

関口委員 ですのうでこうなっちゃう、80万円。

久塚座長 だから、先ほどのマンションだ何だというのとちょっと違って、プライベートな会社なんかが出てきますけれども、それはこういうことですよというところを関口さんは説明をしたわけです。

関口委員 はい、そういうことです。

久塚座長 それでいいですか。

関口委員 はい。

宇都木委員 天ぷらバスを組織するための手段を出すのはまずいのだ、本当は、実は。

竹内委員 まあ、そうです。

久塚座長 いや、それは競争して、ほかのところを何カ所も持っていればあれですけど、そう書いてしっかり特定の会社になるようなことがあれば、それは考えなきゃいかんけれども。

宇都木委員 あともう一ついいですか。ちょっとこれ、だれかわかったらちょっと教えてもらいたいのですが、11番の団体。244ページをちょっと見てくれますか。この団体と6番の団体の関係。244のニーズのところ、新宿区協働事業を通じて、表現が高

い関心とニーズを実感していると、こう言っているわけ。

協働事業としてわらべうた活動をしていたのは、6番の団体がやったことなのです。

竹内委員 そうです。

宇都木委員 いや、だからそうするとこれ、6番の団体と11番の団体との、これでいうとどうも共同事業のように見受けられる、この文章だけ見れば。

久塚座長 文章だけ見ればね。

宇都木委員 そうすると、今度はその人たちが何をやっているかという、その6番の団体がやろうとしているのは韓国文化。269ページに書いてありますが、同じ時期なのです。現在行っている活動の5月にある活動、国際交流のための『ダレルの話』。これ、3月にやりますというのです。どこかに書いてある、これ、3月に、今後の活動かな。274ページ、22年度の活動の5番、本年度の事業活動なのです、これ。

久塚座長 ああ、そうですね。

宇都木委員 今年度の活動。これと子ども劇場がやろうとしている、申請している事業と同じなのです。そうすると、どっちかがぐあいが悪いのです、共同で提案していないと。両方が一緒にやろうというのでない限り、片っ方の事業に片っ方の事業が乗っかっていることになるのです。

だから、単独提案じゃなくて、本当は両方が申請すれば、その事業について一番わかりやすいのだけれども、この事業主体がどうなっているのという話になっちゃう。

的場委員 何か『ダレルの話』だけ子ども劇場にこの団体が乗っかっていた気がします。

宇都木委員 いやいや、乗っかっているかどうかわからない。

的場委員 あれっ。

宇都木委員 この団体、11番の団体が、22年度の活動としてこの事業計画の中に乗っけているということは、この事業を単独でやるわけです。6番の団体は今年度、この助成事業として韓国のこのことをやりましょうという申請でしょう、事業申請は。だから、これ、どうなっているのかと。

事務局 よろしければちょっと事務局のほうで。

久塚座長 どうぞ。

事務局 とりあえず今いろいろとヒアリングをしたりした中で、ちょっとわかる範囲でご説明をさせていただきますと、まず宇都木さんの前段にあったお話で、協働事業のお話

なのですが、これはざっくり言うと事業主体は6番の団体で、この11番の団体の方が講師として呼ばれているような形で協働事業に協力をしています。

協働事業の中で、その中の一つにうたとお話の時間という講座があるのですけれども、その講座の講師として11番の団体の方に来ていただいて、それで講師としてかかわっている。

あともう一つ、ニューイヤーキッズミュージアムというのは、1月ぐらいに新宿区内で文化的な活動をしている団体が複数集まって共同開催するイベントなのです。全体の企画をいろいろな団体が参加して練ってやっているという形で、事業主体としてはその各団体から構成された実行委員会みたいなものを行っているようなスタイルになっています。

あと、この『ダレルの話』の招聘の話なのですが、6番の団体のほうに招聘するのは11番の団体ですよというようなことで、113ページのところに、実行体制のところに記載されていますけれども、結局韓国から舞台を呼んでくるとすると、それだけの旅費とそれから宿泊費もかなりかかります。こういった子ども劇場さんの活動なんかもそうなのですが、やっぱり6番の団体と同様の組織は全国にありますので、こういった11番の団体も連携の団体の一つなのですけれども、複数の団体である程度旅費とかそういうものを分担して、それぞれの団体で主催する公演日程を合わせることで共同開催みたいな形で経費を分担し合って、そういう舞台を招聘するというようなことを行っているようです。

今回助成金申請で出てきている6番の団体のほうの謝礼金については、恐らく6番の団体の負担金分についての助成を希望してきている。それと、あと前段に韓国との多文化交流の話がありますので、それも含めての事業申請という形になっています。

6番の団体からお話をお伺いした範囲ではそういうところです。

宇都木委員 ちょっとわかりにくいけど、そうすると、11番の団体が韓国の人たちを連れてきて3カ月間の公演をやりますと。そのうちの一つだけ6番の団体が買い取りますと。

事務局 ですから、そこで全体的な経費、要は6番の団体でいつやってください、11番の団体ではいつやりますみたいな形で、ある程度日程を合わせてツアーみたいなものを組めるようにして、それで総予算が出た中で参加協力している団体が分担していく。

久塚座長 だから、やっていることを全部要は上げていくと、こういう形で出てきているという、ちょっと提案のところを見ると必ずしもいえないところも、どこかで連携しながらやっているという話なのでしょうね。

事務局 そうです。

宇都木委員 いや、だから1日興行を6番の団体が借りましょうというだけの話でしょう。

久塚座長 観劇会をする。

宇都木委員 うん。

事務局 ええ。

宇都木委員 いい映画を見る会というのをやるでしょう、時々この団体は。

事務局 はい。

宇都木委員 それは何月何日から何月何日までどこどこ劇場でやっています。そのうちの1日、そこに行きましょうということと同じ意味でしょう、これは。

事務局 そうです。

宇都木委員 そうでしょう。

事務局 ええ。

宇都木委員 ですから、それがその人たちの観劇を見るための事業というのだったら、これはちょっと申請の趣旨が違うんじゃないのかなと。

久塚座長 6番の団体は。

宇都木委員 だから、ついでにその韓国文化を勉強しましょうというふうに乗っかっているのだとすればちょっと違うんじゃないかなという感じがしちゃうけど。組み立てはどうも。

久塚座長 最後に『ダレルの話』観劇会というのはあるけれども、その前のところに遊んだり、パート1、2があったりというようなことじゃないのですか。

宇都木委員 うーん、だから韓国文化を紹介しようというわけでしょう。

久塚座長 『ダレルの話』、楽しみたい、学びたい、触れたい韓国。

宇都木委員 だけど、『ダレルの話』が前になっているわけです。

久塚座長 なっている、Aと言えばBと言うという、まあ、確かにそうですね。

宇都木委員 うん。

久塚座長 順番をかえれば。

宇都木委員 『ダレルの話』がなければ、これは韓国文化を勉強しましょうというだけの話。それに、だから本当は『ダレルの話』がメインイベントなのだろう、これは。

事務局 最後に来ていますので。

宇都木委員 見た感じでは、だけど、それがだからそういうのってどういうふうに評価したらいいのかね。確かに6番の団体はいい映画を見る会だとか、いい演劇を見る会だとかというのをやっているから、それは自分たちが演劇の団体を呼んで独自講義をやっているわけじゃないんだ。それはそれで構わないのだけど、この助成金の趣旨からすると、いい映画を見る会だとか、いい演劇を見る会とか。

久塚座長 だから、ここの味方をするわけじゃないですが、この説明によると、最終的に劇を見るのに当たって、劇だけ見るとなるとイメージなので、その劇を見るためのオリエンテーション的な文化を事前によく知ろうというのがあって、初めて劇を見るのが効果あるのだよという。

宇都木委員 ということを言いたいのかもしれないけどね。

久塚座長 そう書いてある。111ページまで読むとそういうことになる。

宇都木委員 でも、その113ページの実行体制は、事業運営は6番の団体の理事が責任を持つ、その関係機関に協力を依頼する。『ダレルの話』は11番の団体と連携する。要するにつけ合わせをやっているわけだ。プロモーターを6番の団体がやりましょうと。

久塚座長 新しい展開としては、複数のNPOが100万円を目指して、こことここで連携しますよみたいなことも将来的にはいいでしょう。

宇都木委員 だから、共同提案してもらえばいいと思うのだ。

久塚座長 50万円じゃなくて。

宇都木委員 二つでやりましょうと。

伊藤委員 そうですね、そうしたほうがいいよね。

宇都木委員 二つでやりましょうという共同提案してもらえばわかりやすいのだ、もっと。

久塚座長 だから、規制をかけるんじゃないで、こういうふうは無理くりやるのであれば、僕らもこの仕組みというのを変えて、複数のNPOが連携する場合にはこういう形もあるよというのをつくってもいいかもしれない。

関口委員 むしろそういうのは好ましいと思いますし、あと、ちなみにこの11番の団体さんは、別に『ダレル』のことについて助成申請を出しているわけじゃないのですよね。

久塚座長 そうそうそう。

宇都木委員 そうなのです、違うことをやっている。

久塚座長 子どもさんたちの。

関口委員 キッズファッションショーをやるという内容で出して。

久塚座長 ただ、自分たちがどういうことをしますよと、していますよという宣伝、宣伝じゃないけれども、正直に書いたら出ちゃったという、まあまあ。

宇都木委員 それは悪くないことだけど、だから、こういうやり方が果たしていいのかわかるか。6番の団体というのは、もともとが子ども向けの劇場をやったりコーディネータをやったりする事業体制になって、単独の事業体制だから。

久塚座長 まあ、そうですけど。

宇都木委員 だったら一緒にやるというふうに出してもらったほうが。これだったら、何かよそのところに乗って、ちょっとその事業にかかって金が欲しいから、その日だけ借りてやると、組み立てするということにしか写らないよ。

久塚座長 まあ、社会というのはそういうふうにはでき上がっていますものですから。いずれにしても縦割りにできていないので、宇都木さんがどこかで講演会をしてコーディネータであらわれたら、それはどうこうというんじゃなくて、それぞれの独立したものというふうに見るわけです。

関口さん、まだ発言がありますか。

関口委員 ああ、すみません。では、ちょっと別の観点からなのですけども、昨年同一事業への助成実績があるところが二つありますよね。私もちょっと見てみたんですけど、5番の団体のほうは結構うまくいったというか、予想外に成果が上がったみたいなことが書かれていたのと。

宇都木委員 ページでいうと。

関口委員 ページでいうと101ページ、102ページあたりなのですが、特に収入面で56万円も寄附金やら協力費やら助成金やらがとれたということで、これは頑張ったなと評価していいと思うのです。

成果のほうも各種大学と、あとは新聞にも載ったりとかそんなところからお誘いがあったということでもよかったなと思ったわけですが、ちょっと逆に残念なのは8番の団体でしたか。191ページあたりですけども、事業の成果として、当初は学校5校から来てもらう予定だったのが、結果としては1校だけだったということが書かれていて、ちょっとこれは成果としては弱いかなと思ったのです。寄附金とか協賛金もそこまで集まっていなようなので、そこら辺はこの2団体については、ことしの分を審査するときも参考になるかなとは思いました。

久塚座長 ありがとうございます、ご意見。関口さんが今発言された最初の団体もそんなにうまくいったというか、ようやくここまでという印象がある団体で、おなじみさんなのです。

二つ目のところは、やっていること自体は非常にこうなかなか難しいというか、そう簡単に学校が向き合ってくれるようなことじゃないので、うまく工夫が要るでしょうね、非常に重大なことではあるのですけれども。

11個、ほとんどみんな発言していただいて確認できたと思うのですけれども、なかなか厳しい発言もありましたが、今回は今の意見交換を通じて結論を出す形の委員会になる。予定していた時間より大分熱心に議論をしていただきましてありがとうございます。

ここで一旦意見交換につきましては閉じまして、一次審査の採点に当たっての確認事項というのに移ってもよろしいでしょうか。

事務局 はい。それでは、採点の方法ということなのですけれども、採点票は2種類ございまして、申請番号の1番から3番は新事業立上げ助成の採点票をご使用いただきたい。4番から11番については、NPO活動資金助成の採点票を用いて採点をお願いいたします。

また、NPO活動資金助成で申請している5と7と8の事業については、昨年度助成実績がありますので、この3事業については実績の評価という部分についても採点対象になります。この自己評価、事業の自立化というところで、それぞれ二つ、8番と9番という項目がありますが、この3事業についてはこの部分も各委員に評価をしていただくようになります。

採点に当たりましては、点数ではなくて認められる、やや認められるという評価の目安をもとに、AからEの評価、アルファベットを審査基準ごとにご記載をいただきまして、5月1日の日曜日までに各委員のほうからメール等でお送りいただければと思います。

事務局のほうで点数変換を行いまして委員7名の合計点を求めまして、5月9日の一次審査の際にご提示をさせていただきます。

それから、あと寄附の取り扱いということで、先ほどちょっと的場さんからのご質問もありましたので、それもちょうと踏まえてお話しさせていただきますと、平成22年の4月以降の寄附金については、前回、第1回の支援会議で配付させていただきました資料5のとおり活用してほしい分野指定がありましたので、その意向を考慮して審査をお願いできればと思っております。

これ、明確に寄附がその分野で幾ら入ったのでどのぐらい加点するというような明確なルールは特に定めておりませんので、各委員の総合的なご判断の中で評価をしていただければと思っております。また、22年度については約30万円の寄附があったのですが、新宿区からも毎年100万円をこの協働推進基金に拠出をしております。そのうち分野についての指定ということでご希望があった寄附というのは、その30万円の寄附金の中で約13万円分ぐらいのものについてあったということで、かつその分野について一番大きかったのが子どもの健全育成を図る活動ということで、これが案分しますと12万2,347円分ということで、おおよそ去年の寄付実績の3分の1強を占めております。それ以外の分野指定のなかった寄附については、全体に対しての希望ということで、1番から17番までのNPOに対しての希望ということで寄附をされているという趣旨というふうにも読み取れますので、そのあたり各委員のほうで、また事業の効果等も判断材料になってきますので、総合的にご判断をいただいて評価のほうをしていただければというふうに思っております。

久塚座長 よろしいですね。実施方法も続けてお願いします。

事務局 わかりました。それでは、資料1で配付させていただきました公開プレゼンテーションの実施方法について、ちょっとスケジュールの仮の案を出しておりますのでご説明させていただきます。

こちらのほうなのですが、今度5月23日月曜日に行います助成金の公開プレゼンテーションの案ということで、場所については新宿区立の産業会館、愛称でBIZ新宿というところなのですが、こちらの多目的ホールを使う予定です。

一次選考の通過団体は9日の日に結論を出しますが、もし今回申請した11団体を全部プレゼンテーションにお呼びした場合ということで、一応仮のスケジュールで作成をしております。

このプレゼンテーションは公開形式で行いますので、一般の傍聴者の方も来られる形での方法で行います。これ、昨年度の時間なのですが、1団体の発表時間が8分、それから委員の質問時間は昨年度なるべく多くの団体からお話を聞きたいというご意見がありましたので、5分から8分に拡大をしております。

それで、各委員にはこのプレゼンテーションの開始30分前に来ていただきまして、質問の事前調整などをしていただきまして、この11団体での想定で行きますと12時半に公開プレゼンテーション開始ということで、プレゼンテーション終了が16時20分の予

定。その後、各委員には最終的な採点をその場で提出をいただきまして、事務局で集計したものが出次第、協働支援会議を再開いたしまして、この日のうちに助成団体をどこにするかという結論を出していただくというスケジュールで進めたいというふうに思っております。

また、このプレゼンテーションの発表時間、あるいは質問時間、それからこの質問に関しては昨年度、各委員からいただいた質問を事務局で取りまとめまして、代表質問者という形で定めさせていただいて、その各委員が提出した質問票を参考に、代表質問者の方が中心に各団体のほうに質問をさせていただいております。

これらの時間配分とか、それから代表質問者をあらかじめ決めておくかということについても、きょうはまだ結論を出さなくて大丈夫ですので、次回、5月9日の一次審査の際にご意見を聞いて、この実施要領を確定したいというふうに考えております。

以上、ご説明になります。

久塚座長 ということです。きょうはもう一つ議題があつて、それは平成23年度協働事業提案についてということで、資料2を配付しておりますが、次回にプレゼンテーションに来ていただく団体を決めていただく。

事務局 この資料2、今回お配りしていますのは、前回のこの会議で配付しました資料6と同じ内容のもので手を加えたものではありません。前回は内容の説明のみで終わっていきまして、委員からのご意見というのを出していただく時間を持てなかったのが、今回時間があれば委員からご意見を出していただくかなと考えておりました。

ただ、5月16日からもう募集の開始が始まりますので、回りのこの会議の際には内容の決定、これの募集要領の決定というのをいたしたいと考えております。もし何か気がついたことがありましたら、回りの会議の前にメールでもお電話でも結構ですので、ちょっとご意見をいただけたらなと思います。それをもとに回りの審議までに作成したいと考えております。

久塚座長 はい。資料2でこの要領というのを具体的に募集をするに当たってもう提示しなければいけないので、その中身を決めなければならない。各委員には昨年度のものを含めて報告書の提出をめぐってこの中身は議論していただきました。したがって、それが幾つかご意見があるとすれば、この制度の趣旨、あるいは判断基準、評価基準というようなところで、ここはこういうふうにしたほうがいいんじゃないかというようなご意見もあろうかと思っております。それを踏まえて、要は次回結論を出して、それをシステムの上で反映

できないと、プリントとして出して募集にかけることができませんので、もしそのようなご意見がありましたら、次回、結論がとれた場合にはそれを反映させていくというふうにさせていただきますので、今回はそのような事柄についての検討というのが二つ目の重要な議題というふうになります。

よろしいですか。

関口委員 ちょっとよろしいですか。ちなみに毎度毎度聞いて恐縮なのですが、区からの提案というのは何か出そうなのでしょうか。

地域調整課長 ことはありそうです。

伊藤委員 事務局に要望です。この要領の案、これ、データで送っておいてくれる？

事務局 はい。

伊藤委員 修正ないと思うけど、あるとすれば、赤で載っければ簡単でしょう。

久塚座長 だから赤で載つけたところは、それは議論の対象になるので、そのまま文章を変えるかどうかというんじゃなくて、ご意見があれば赤だ、青だという。

伊藤委員 そうそうそう。そうしないと、一々文章を書いて、そののところに書かなくちゃいけないじゃない。

事務局 はい。

伊藤委員 何行目の何がどうのこうのと。

事務局 データで送らせていただきます。

久塚座長 いずれにしても次回の2時間の中でそれも取り込むというふうにして、制度実施に入っていくということにいたします。一つ区からの提案がありそうだとということですが、きょうが締め切りなのです、実は。

事務局 はい。

久塚座長 午前中は各課の協働推進員を集めた会議を開催し、協働事業提案制度実施事業の実施団体から、V I V I Dと粋なまちづくり倶楽部に取り組み事例を紹介していただいた。

久塚座長 将来的には先ほどお話ししていたのですが、関口さんもおられたかもしれない。複数の担当課が十ぐらい課題を出してくれて、それをここで落とす。これはだめというようなことぐらいできればいいなと思いますけど、なかなかそこまで行かないでしょう。

それで、次回の日程を含めてお願いします。報告事項に移らせてください。

事務局 はい。それでは、次回の日程になります。次回は5月9日月曜日午後2時から、

ここ同じ第3委員会室で行います。議題としましては、先ほど座長のほうからもお話がありましたNPO活動資金助成の一次書類選考、その後、23年度協働事業提案の実施についてを議題として行います。連休明けですが、よろしく願いいたします。

久塚座長 という次第でございます。よろしいでしょうか。皆さん方のほうから特に追加はございませんね。それでは、きょうの会議を終えたいと思っています。

どうもありがとうございました。

事務局 お疲れさまでした。

— 了 —